回覧

橋本市からのお知らせ

農業用施設改良事業の地元分担金が変わります

令和 8 年 4 月 1 日（2026 年 4 月 1 日）より施行

■ 改定の背景

近年、建設資材の高騰や人件費の上昇により、工事コストが大幅に上昇しています。
また、農業従事者の高齢化などにより、市内の農家戸数は年々減少しており、農業用施設改良事業に係る**負担が増加**しています。

■ 改定の内容（地元分担率の引き下げ）

農家（関係水利組合等の団体含む）の皆さまの負担軽減を目的として、以下のとおり改定します。

事業の種類	改定前（現行）	改定後
市単独事業	総事業費の **30%**	総事業費の **20%**
県費補助事業	総事業費の **30%**	総事業費の **20%**
国庫補助事業	事業種別ごとに算定	**変更なし**

※ 国庫補助事業については、国のガイドラインに基づき算定しているため、今回の見直しの対象外となります。

■ 施行日

令和 8 年 4 月 1 日（2026 年 4 月 1 日）より適用されます。

問い合わせ先　橋本市農林整備課ふるさと整備係　電話：0736-33-3703（直通）